

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく  
特定研究開発等計画の認定（第3回）について

平成19年7月20日  
中部経済産業局

中部経済産業局は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（中小ものづくり高度化法）に基づく特定研究開発等計画の認定（第3回）を平成19年7月19日付けで2件行いました。

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を支援することにより、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ることを目的とした中小ものづくり高度化法が平成18年6月13日に施行されました。

中小企業者は、単独又は共同で、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用に関する計画（特定研究開発等計画）を作成し、中小ものづくり高度化法の規定に基づき、経済産業大臣（経済産業局長）の認定を受けることができます。

特定研究開発等計画の認定については、平成18年度に2回の認定を行い、今回第3回目の認定を行ったものです。（\*概要については「別紙」を御参照下さい。）

- 特定研究開発等計画の認定申請は、今後も当局及び各地方経済産業局において受け付けます。（※但し、平成19年度戦略的基盤技術高度化支援事業に申請するための認定申請受付は、既に終了しております。）  
申請先及び申請様式は、下記アドレスをご覧ください。  
◆<http://www.chubu.meti.go.jp/kikai/kiban.htm>

（お問い合わせ先）  
中部経済産業局産業部製造産業課  
担当：山田、木山、萩田  
電話：052-951-2724（直通）

## 中小ものづくり高度化法に基づく特定研究開発等計画第3回認定案件一覧表

H19.7.20

番号	指針分野	所在地	申請者名	共同申請者名	研究開発テーマ
1	金属プレス	岐阜県	新和工業株式会社	なし	難加工材に対するプレス成形技術の確立
2	切削加工	岐阜県	有限会社フジワテック	なし	難削材に対する新たな切削加工技術の確立